

別記様式第1号(第四関係)

乙連沢2地区活性化計画

栃木県大田原市
栃木県

平成20年1月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	乙連沢2地区活性化計画						
都道府県名	栃木県	市町村名	大田原市	地区名(1)	乙連沢2	計画期間(2)	平成20年度～平成23年度

目 標 :(3)
農道を整備することにより、生産物の出荷量の増加及び輸送体制の確立による生産性と農業経営の向上を實現し、農業所得の増加、農業従事者の経営意欲の向上を図り、安定した農業経営の持続、展開をすることにより当地域の定住化を促進し、目標として平成23年度 農家戸数70戸(2005農林業センサスにり)の維持を図る。

目標設定の考え方
地区の概要:
本地区は、昭和62年から平成7年にかけて県営圃場整備事業により生産条件整備が実施された地区である。近年は稲作を中心に大豆、麦等の複合経営のほか、地理的優位性を生かした首都圏農業が積極的に展開され、特にトマトの栽培が盛んである。その他、なし、ナス、ウド等の作付けが増加しつつあり、比較的大規模な経営、協業化が見込まれる地域である。

現状と課題
地区内の道路網は利用頻度の高い路線についても砂利道であり、管理は大田原市で行っているが、路面の凸凹が激しく走行費の増大や、荷傷みによる高品質の農産物が良好に搬出できない等の課題が残り、地区営農に支障を来している状況にある。

今後の展開方向等(4)
農業従事者の高齢化・後継者不足が進み地域活力が低下する中、農地の保全、基盤の整備、後継者の育成や農地の集約化等を推進して農業経済の安定化を図り、地域活性化を目指す。
具体的には、農道の整備を行うことによって、従来の機能が向上し、生産性の高い農業基盤を確立することにより、農業所得の増加、農業従事者の経営意欲の向上が図られ、安定した農業経営の持続、展開を促進する。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第3号に規定する事業(1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(3)	備考
大田原市	乙連沢2	基盤整備(土地改良施設保全)	大田原市	有	イ	

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(6)

--

3 活性化計画の区域(1)

乙連沢2地区(栃木県大田原市)	区域面積 (2)	258ha
区域設定の考え方 (3)		
法第3条第1号関係: 当該区域の総面積258haのうち農地面積は約177haで約7割を占めている。また、区域内の就業者数269人のうち農業従事者の数は212人で全体の78.8%である。		
法第3条第2号関係: 農業者の高齢化傾向からみて、活性化のためには基盤整備により生産性の高い農業を確立し、農業所得の増加、農業従事者の経営意欲を向上させることにより定住化を進めることが必要な区域である。		
法第3条第3号関係: 市街地を形成している地域は含んでいない。		

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(1)

農業従事者の減少、高齢化、後継者不足が進んでいるが、農家戸数の現状維持に留め、その達成状況を農業センサス等の統計調査を基に確認する。